

補助金調書

補助金名	福岡市結核予防費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局 健康医療部 保健予防課 (TEL092-711-4270)	
交付先	団体	私立学校又は施設の設置者		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		申請は、当該年度の12月20日まで (ただし、申請期限の7日前までに事業の完了が必要)		
(公募の場合) 応募要件	学校長(大学、高等学校、高等学校、専修学校または各種学校の)及び、施設長(社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から6号に規定する)が行う定期の健康診断事業を実施し、その経費の支払いが完了したもの。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	46	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	結核健康診断の実施を推進し、もって結核の予防を図ることを目的とする。					
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	感染症法第60条第1項に基づく補助金のため、継続。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率 <input checked="" type="checkbox"/> その他 </div> <div style="width: 65%;"> 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 (基準額+対象経費)×2/3を補助 《基準額》 ①医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×356円 ②医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×616円 ③医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×640円 ③やむを得ない事情で直接撮影を行った場合は医療機関で直接撮影を行った者の延べ数×2310円 </div> </div>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	62 件	62 件	59 件		
	13,850 千円	13,617 千円	13,695 千円	12,951 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	学校 47団体 32,065人、施設 12団体 999人が定期の健康診断として胸部X線撮影を実施し、結核感染症発症の有無を確認することができた。					
補助金交付 による効果	結核患者を早期に発見し、適切な治療へに結び付けるとともに学校、施設等での集団感染を防止することができる。また、学校、施設の長が事業の実施者として結核対策に関わることで結核感染症に対する正しい知識と認識をもつ機会となる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。